

聴覚障害ソーシャルワークの専門性・独自性と課題

原 順 子

(平成20年3月31日受理 最終原稿平成20年5月20日受理)

<要旨>

聴覚障害児・者を対象に、手話をはじめとするさまざまなコミュニケーション・モードを使用しながらソーシャルワーク実践をおこなう「聴覚障害ソーシャルワーク」の専門性と独自性について考察した。まず、「聴覚障害ソーシャルワーク」の特徴として、対象者・相談内容・援助観および価値観の多様性と、聴覚障害児・者がマイノリティな存在故の、社会資源の少なさ、守秘義務遂行の困難さ、福祉サービスの貧弱さについて説明し、多様性 (Diversity) とマイノリティ (Minority) をキーワードとした。そして「聴覚障害ソーシャルワーカー」が担うべき役割・機能を、①リンケージ (連携) 機能 ②トランスレイト (通訳) 機能 ③アドボケート (代弁) 機能 ④コンサルテーション (助言) 機能 ⑤ネットワーク構築機能 ⑥ソーシャルアクション機能の6項目に整理した。また、「聴覚障害ソーシャルワーク」の課題として、①コミュニケーション関係の向上 ②専門用語の手話作成 ③テクノロジーの習熟 ④社会資源の開発 ⑤関係機関、関係職種とのネットワーク構築 ⑥介入困難事例への対応 ⑦スーパービジョン体制の構築 ⑧文化モデル視点の理解の必要性の8項目を挙げた。「聴覚障害ソーシャルワーカー」はスペシフィック・ソーシャルワーカーであるが、業務内容はジェネラルであるという専門性・独自性を明らかにした。

キーワード：聴覚障害ソーシャルワーク、多様性、マイノリティ、役割・機能

1、はじめに

耳が聞こえない人々を対象に相談支援を実践している社会福祉士、精神保健福祉士の専門職団体 (日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会：JASWDHH)¹⁾ が2006年に設立され、現在は、国家資格を有する会員26名を含め、会員数80名 (2008.3) の小規模団体ではあるが地道な活動をおこなっている。設立当初から、「聴覚障害児・者への相談支援の専門性とは何か?」「他の障害種別の相談支援とは違う特別な専門性があるのか?」など、耳が聞こえない人々を対象とする相談支援 (以下「聴覚障害ソーシャルワーク」²⁾) の専門性・独自性が話題となってきた。

そこで、本稿では「聴覚障害ソーシャルワーク」についての特徴や、「聴覚障害ソーシャルワーカー」³⁾ に求められる役割・機能を考察することでその専門性・独自性を明確にし、また、今後の課題を整理することで、聴覚障害ソーシャルワークの専門性を確立するための一助としたい。

2、聴覚障害ソーシャルワークの特徴

まずはじめに、聴覚障害ソーシャルワークの特徴を考察することで、その専門性・独自性の明確化を試みる。聴覚障害ソーシャルワークは、対象者や相談内容、援助観・価値観などといったソーシャルワークの構成要因が多様であること、また、聴者社会の中で聞こえない人たちがマイノリティな存在であるということの特徴として捉え、多様性（Diversity）とマイノリティ（Minority）をキーワードとして説明する。

(1) 多様性（Diversity）

a、対象者の多様性

「耳が聞こえない人」と一言で表現しても、個々の聴力、失聴時期、コミュニケーション・モード、受けた教育（未就学含む）、アイデンティティ（ろう者志向or聴者志向）、年代に応じた生活史など、多様な状況を呈している。

これは聴覚障害児・者についての分類に関する先行研究により明らかである。例えば、植村（2001）は、①医学的分類（伝音性難聴、感音性難聴、混合性難聴）②WHOによる国際障害分類③教育的分類④身体障害者福祉法による身体障害者手帳等級表による分類の4分類をおこなっている。また、Jacobs,Lは、①普通のろう者②ろう家族出身の先天性ろう者③その他の先天性ろう者④言語力の低いろう者⑤教育を受けていないろう者⑥口話教育を受けた者⑦聴者の学校出身の者⑧中途難聴者⑨難聴者の9つのカテゴリーに分類している（Padden C. & Humphries T. : 1988=2003）。

更に全日本ろうあ連盟は、自己選択・自己決定の観点からみた聴覚障害者の対応能力による分類を以下のおこなっている（全日本ろうあ連盟2007）。（ ）内は筆者が加筆

- 1) 日本語の理解があり、読み書きや手話使用の能力のある聴覚障害者の場合、手話通訳や筆談・要約筆記による情報・コミュニケーションのサポートで自己選択・自己決定が可能である。（ろう者）
- 2) 難聴・中途失聴の障害で、普通学校で教育を受けた者は、補聴器使用、筆談・要約筆記による情報・コミュニケーションのサポートで自己選択・自己決定が可能である。（難聴者・中途失聴者）
- 3) 手話を日常的なコミュニケーションとして使用しているが、日本語の獲得が十分でなく、読み書きの能力に制約がある者には、手話通訳による情報・コミュニケーションのサポートだけでなく、自己選択・自己決定を行なうための説明、助言・相談支援などが必要である。（社会生活力が低いろう者）
- 4) 標準手話が使えず、読み書きの能力も非常に困難が伴う者には、身振りの手話を中心とした情報・コミュニケーションのサポートとともに、生活支援を含めた介助等が必要である。（未就学者・重複障害者）

以上のように聴覚障害児・者は多様な存在であるが故に、これらの対象者を正しく理解することが聴覚障害ソーシャルワーカーに求められる。これらの多様性は、歴史とともに変化してきている耳が聞こえない人に対する教育観や彼らを取り巻く社会状況、医学の進歩やIT機器の

開発、ろう者観など、時代と共に大きく変化してきた故の実態がある。これらの状況を正しく理解するには、偏向のない客観的視点をもつことが求められるが、その為には表1にあるような聴覚障害に関するさまざまな知識と理解が必要であり、これらは欧米ではDeaf Studies（ろう者学）という1つの専門領域をつくり、大学やコミュニティカレッジ等で開講されている⁴⁾。聴覚障害者自らがソーシャルワーカーの場合は、自分自身の経験や聴覚障害関係の情報入手により、ろう者学の内容を経験知として学習できている場合も多いが、それ以外にも系統だった専門的な学問知を習得することが重要である。

(表1) ろう者学の内容

①聞こえに関する医学的、音響学的理解（残存聴力、失聴時期などの個別的理解）
②コミュニケーションに関する理解 （手話、口話、筆談、身振り、トータルコミュニケーションなど）
③ろう教育に関する理解
④ろう文化に関する理解（Cross-Cultural Practiceの視点の重要性）
⑤就労・雇用に関する理解
⑥聴覚障害児・者の歴史に関する理解
⑦高齢聴覚障害者や重複聴覚障害児・者に関する理解

(原2007a)

b、相談内容の多様性

聴覚障害ソーシャルワークの相談内容は、まさしく「ゆりかごから墓場まで」さまざまなライフステージを対象とするだけでなく、各ステージでのさまざまな生活問題を聴覚障害ソーシャルワーカーは担当し介入しなければならない。例えば、児童福祉、高齢者福祉、生活保護関連といった限定的な福祉ニーズを対象とするのではなく、広い分野・領域に関する専門的知識や社会資源に精通していなければならない。その意味では、聴覚障害ソーシャルワーカーはスペシフィックなソーシャルワーカーであるが、その業務内容はジェネリックであるといえよう⁵⁾。

具体的な相談内容の特徴として、野澤克哉が表2のようにまとめている。長年の聴覚障害ソーシャルワーカーとしての経験知からの分類であるが、相談内容が就労支援、家族関係支援、精神保健、スクール・ソーシャルワークと多領域にわたる相談内容となっている。

野澤の指摘にあるように、多様な相談内容を対象とするのが聴覚障害ソーシャルワークの特徴であるが、これらを福祉ニーズとして整理を試みたのが表3である。聴覚障害児・者の福祉ニーズは、主としてコミュニケーション・情報保障に重点をおいて説明されることが多いが、このように他にもさまざまな福祉ニーズがある。

すべての聴覚障害児・者の福祉ニーズ（generalなニーズ）としては、コミュニケーションや情報アクセス権の保障、就労・雇用保障、生活に関する優遇措置（優遇税制、障害年金、障害手当金など）、ろう教育などがある。これに対し、福祉6法関係領域の生活問題に関する特別な福祉ニーズ（specificなニーズ）もある。例えば高齢聴覚障害者の介護ニーズや、知的障害・

(表2) 相談内容の特徴

<p>* 早急に処置を必要とする相談が多い。 例：転職、求職、家出、育児問題等</p> <p>* コミュニケーション能力と社会の理解の不十分さから職場等に同行することが多い。 例：職場同行、各種手続き、“ろう”についての説明（保育園、学校、職場等）</p> <p>* 筆談にも対象者により高度の技術が必要。三、四語文が適当なケースが多い。但し、平仮名だけの文はかえってわかりにくい。語尾が否定形の肯定文（二重否定文）は理解しにくい場合がある。行動パターンの理解に苦しんだり、きこえない故の相談がある。 例：入社して1日でやめる、言動がストレートである、名前の呼び捨て、約束の時間にいつも遅れる、1年間に転職数回、連絡文が読めない等</p> <p>* 家族や周囲の働きかけ、協力が不可欠の相談が多い。 例：夫と子どもを残して家出、突然の失踪、育児への干渉等</p> <p>* 解決に2～3年かかったり、困難な相談が多い。 例：ノイローゼ、ろうによる心因性、窃盗の常習等</p> <p>* 生活・学習、職能指導等が先行する相談 例：不就学者への生活援助、読み書き訓練援助、社会性を身につけるための援助</p>
--

(野澤克哉2001)

精神障害・視覚障害（盲ろう者）・他の身体障害などを重複する重複聴覚障害児・者への介護・生活支援ニーズ、経済的支援を必要とする生活保護制度利用者や、児童虐待・養護問題をもつ聴覚障害児・者の福祉ニーズである。他にもDV（ドメスティック・バイオレンス）、入院患者の退院支援、非行問題、犯罪者更生支援など、生活上の困りごとに関する相談支援が含まれ、当然のことであるが、聴者の福祉ニーズすべてが該当するのである。これらの多様な福祉ニーズに対して、適切に相談支援ができる専門性をもつ援助者が求められる。

以上、聴覚障害ソーシャルワーカーが担当するのは、多方面にわたる生活上の福祉ニーズであり、その相談内容は多様である。

c、援助観・価値観の多様性

以上、聴覚障害ソーシャルワークにおける特徴として、対象者および相談内容が多様であることを説明したが、次に、援助姿勢に大いに関係する援助観・価値観が多様であることも重要な特徴である。

例えば、教育関係のソーシャルワーク（スクール・ソーシャルワーク）では、聴覚障害児の教育（ろう教育）においてインクルーシブ教育が最良の教育と考えるのか、それとも専門性を活かしたろう教育を良しとするのかは、教育に関する考え方、価値観が重要な要素となる。また、手話を使用する教育（手話主義）が良いのか、それとも口話力を獲得することを優先する（口話主義）のか、キュードスピーチを使用するのかなど、コミュニケーション・モードの選択においてもさまざまな選択肢があり、教育方法や聴覚障害ソーシャルワーカーの援助観・価値観が聴覚障害児の進路を左右するという大きな影響力を及ぼすこととなる。実際に聴覚障害児の親の約95%が聴者であるという実態の中で、ソーシャルワーカーがこれらのどれかに偏向した

(表3) <聴覚障害児・者の多様な福祉ニーズ>

<p>① すべての聴覚障害児・者をもつニーズ = generalなニーズ</p> <ul style="list-style-type: none">* コミュニケーション・情報保障<ul style="list-style-type: none">手話通訳、要約筆記、ノートテイクなど字幕(手話)入り情報(TV、映画、ビデオ、DVDなど)情報機器の開発・貸出、日常生活用具・補装具の給付* 就労・雇用保障、生活に関する優遇措置(優遇税制、障害年金など)* ろう教育 <p>② 特別な福祉ニーズをもつ聴覚障害児・者のニーズ = specificなニーズ</p> <ul style="list-style-type: none">* 高齢聴覚障害者福祉(介護ニーズ)* 重複聴覚障害児・者(介護・生活支援ニーズ)* 生活保護(経済的支援ニーズ)* 児童福祉(児童虐待・養護問題支援ニーズ)

(原2008)

情報提供を行うのではなく、それぞれの長所や短所も説明しうだけの情報をソーシャルワーカー自身が持つておかなければならないことになる。

他にも、人工内耳や補聴器による聴覚補償や、反対にろう文化推進派としての聴覚補償不要論など、多様な考え方が存在する。現在、わが国での人工内耳装用者は4150人(2006年末現在)(人工内耳友の会)であるが、Lane, H. は人工内耳手術に対して、「自分の考えで意思決定できない子どもに親の考えで人工内耳を埋め込んでしまうことは子どもへの人権侵害である。」と、親が勝手に子どもに手術を受けさせることに警鐘を鳴らしている(Lane2005)。医学、物理学、音響工学といった専門領域の進化と共に、聴覚障害児への教育支援も変化し、その社会の価値観が多分に影響を及ぼすものであるといえる。そのような多様な事柄に対しても、偏向ない理解をしておく必要がある。アメリカやイギリスなどで主張される言語文化的視点での捉え方も同様であり、このような多様な価値が存在することを理解したうえでないと聴覚障害ソーシャルワーカーに援助上のディレンマが生じることにもなり、聴覚障害者自身がろう者社会か聴者社会のどちらの価値や視点にアイデンティティをもつのか不確実な状況に陥り、メンタル的にも問題が生じやすくなる(河崎2004)。

故に、聴覚障害ソーシャルワーカーは、多様な価値・多様な状況を理解していなければならない。

(2) マイノリティ (Minority) な存在

身体障害者手帳を取得している聴覚障害児・者は約36万人(2001年)であり、他種別の障害も含めた身体障害者手帳所持者のうちの約1割であるというマイノリティ的存在であることと、「手話を使用する言語的少数者」ととらえる視点でのマイノリティな存在としての理解が必要である。そして聴覚障害ソーシャルワークの特徴として、社会資源の少なさ、守秘義務遂行の困難さ、福祉サービスの貧弱さを挙げることができる。

a、社会資源の少なさ

聴覚障害ソーシャルワーク実践における聴覚障害児・者のさまざまな福祉ニーズに対する社会資源が少なく、また身近に利用できる社会資源が少ないという特徴がある。

まず、聴覚障害に関して熟知し、対象者に応じたコミュニケーション・モードを使用することができる専門職（人的社会資源）が少ない。このような状況にある要因としては、ソーシャルワーカー養成カリキュラムに手話や聴覚障害関係の教科が指定科目となっていないということが最大の理由と考えられる。介護福祉士養成カリキュラムには形態別介護技術として必須科目となっているが、社会福祉士、精神保健福祉士の養成カリキュラムにはない。2009年度から社会福祉士および介護福祉士法の改正に伴い、養成カリキュラムが大幅に変更されるが、依然として社会福祉士および精神保健福祉士の養成カリキュラムには手話に関する科目はない。

アメリカやイギリスでは手話が言語であるとの認知が進んでおり、公用語と認定している国も増加傾向にある。このような国では大学での外国語科目の選択肢の1つとして手話が位置づけられているのである。わが国では2008年度から関西学院大学人間福祉学部において、言語科目の1つとして「日本手話」を選択できるようになる⁶⁾が、今後同様に手話が言語科目の1つとしてカリキュラムを作成する大学等が増え、手話の認知が当たり前となる日が早く訪れることを願うところである。

また、聴覚障害に関するさまざまな物的社会資源も少ない。例えば、聴覚障害に特化した聴覚高齢者福祉施設、聴覚重複障害者福祉施設、無認可共同作業所などが数的に少なく、全国的には「少数拡散型の社会資源」となっている。表4は聴覚障害者関連の社会福祉施設の種類と施設数をまとめたものであるが、聴覚障害者情報提供施設と難聴幼児通園施設以外は特に少ない。このような「少数拡散型の社会資源」では、例えば手話を使用する聴覚障害高齢者が手話環境を求めて特別養護老人ホームに入所希望する場合、自宅から離れた遠隔地に入所せねばならない事例も多く、聴者に比べかなり制約がある実態となっている。

(表4) 聴覚障害者関連の社会福祉施設：2008年3月現在

◆法律上の定義がある施設	
・ろうあ児施設	14施設
・聴覚言語障害者更正施設	3施設
・聴覚障害者情報提供施設	35都道府県に39施設
・難聴幼児通園施設	25施設
◆法律上の定義はないが、主に聴覚障害者を対象とし、聴覚障害者の特性を踏まえたうえでの専門的実践、コミュニケーション保障を目的とした施設	
・聴覚障害高齢者福祉施設	8施設
・聴覚重複障害者福祉施設	15施設
・無認可共同作業所	約15施設

(高山亨太2008に筆者が加筆)

また、聴覚障害に特化した施設ではない場合は、「施設内少数派型の社会資源」となり、例えば、特別養護老人ホームに入所しても、職員も他の入所者も誰一人として手話を使えないため、誰

ともコミュニケーションできないという手話環境が保障されていないことになる。

これらの社会資源の少なさをいかに解消していくかが大きな課題である。

b、守秘義務遂行の困難さ

聴覚障害児・者には、手話という共通言語を使用する者同士が深い結びつきをもち、交友関係、社会的活動、スポーツや趣味のサークルなどでろう者が集まり、ろう者同士が結婚することが多い地域もある。このような手話という言語を同じくするろう者の社縁的、血縁的な集まりをデフコミュニティという（亀井2006）。どこのろう学校出身であるかにより共通の知り合いがいるといった、ろう者の社縁的、血縁的な集まりのデフコミュニティの狭さ故に、相談対象者が特定されやすく、守秘義務の問題が非常に難しい場合がある。

事例研究をおこなう場合には、事例の匿名化にかなり配慮しないと特定化される可能性が高くなるため、対象者のプライバシー保護や人権配慮に心がけなければならない。

c、マイノリティ故の福祉サービスの貧弱さ

聴覚障害児・者への社会福祉サービスは、他の障害種別と比較して聴覚障害児・者人口が少ないために、他の障害種別の福祉サービスに比べると、対象者数の少なさ故の社会福祉サービスの貧弱さがみられる。そのような福祉行政の中で、聴覚障害者に関する理解を求めていく課題がある。

以上の状況故に、聴覚障害ソーシャルワーカーは社会資源の発見・開発や聴覚障害についての説明や代弁に努めなければならないのはいうまでもないことである。

3、聴覚障害ソーシャルワーカーに求められる役割・機能

ソーシャルワーカーに求められる役割・機能には、谷口泰史（1999）によると、側面的援助・支援役割（イネイブラー）、代弁・弁護機能（アドボケイター）、運営・管理機能（マネジャー）、保護機能（ガーディアン）、調整機能（ネットワーク）、教育機能（エデュケイター）などが挙げられているが、聴覚障害ソーシャルワーカーが特に重要とする役割・機能を以下に掲げる。

a、リンケージ（連携）機能

聴覚障害ソーシャルワーカーが聴者か聴覚障害者かのいずれであっても、聴覚障害ソーシャルワーカーにはろう者社会と聴者社会の「橋渡し役」としての役割が求められる。Wax（1995）は、ソーシャルワーカーはろう文化やデフコミュニティの特徴について教育を受ける必要があり、手話と音声言語との両方のスキルが求められると述べている。また、精神保健分野での聴覚障害者への精神保健サービスを成功させるための重要な事柄として、次の2つを挙げている。

① ろう者・難聴者の経験的な文化的相違を徹底的に理解しておくこと。② 精神保健サービス提供者とろう者・難聴者のコミュニティの間に強固な「橋：ブリッジ」をかけること。そしてこの「橋」は、アドボカシー、通訳、ファシリテーションといったことを含み、聴覚障害者への精神保健サービス提供の役割・機能として組み込まれると説明している。

b、トランスレイト（通訳）機能

手話と日本語の両方の言語力が必要で、いわゆるろう者社会・聴者社会ともにコミュニケー

ションできる能力、状況に応じた適切な言語力が求められる。前述のWaxは、手話と英語との両方を使いこなせることが求められると述べている。通訳を介するのではなく、聴覚障害ソーシャルワーカーは両方の高い言語力が求められる。

c、アドボケイト（代弁）機能

聴覚障害ソーシャルワーカーはアドボケイターであり、代弁者であるべきである。聴者社会は社会の多数派・主流派であり、あくまでも聴者にとって生きやすい社会が成り立っており、聞こえることを前提に情報が流され溢れかえっている。そして、前述したようにその聴者社会の中で聴覚障害者はマイノリティな存在である。その為、聴覚障害ソーシャルワーカーは聴覚障害に関する諸事情に熟知していることで権利擁護できる立場にある。この場合に障害の医療モデルや個人モデルではなく、文化モデル視点でクライアントに介入することで、より明確なアドボケイトができるはずである（原2007b）。

d、コンサルテーション（助言）機能

マイノリティな存在である聴覚障害についての理解を聴者に求めるために、関係機関・関係職種等への適切な専門的助言を積極的におこなうことが求められ、社会福祉制度、サービス内容に関する知識の熟知が必要である。例えば、教育現場における教職員へのコンサルテーションでは、2007年度から実施された特別支援教育制度によるインクルーシブ教育推進の結果、地域でのインクルーシブ教育を受けることにより、ろう教育環境に危機感が押し寄せられている。特別支援学校においても⁷⁾、地域の普通学校においても、ろう教育専門教員不在による弊害が憂える。特別支援学校の教員免許取得に手話の科目が導入されているが、果たして教育場面で使用可能なほどに手話が習熟できるのだろうか。医療現場においても、医療関係者に聴覚障害の正しい理解を促すためにコンサルテーションが必要な場も多いであろうし、他にも裁判関係、行政関係など、至るところで聴覚障害についての理解を促すためのコンサルテーションが求められた時に、聴覚障害ソーシャルワーカーは適切に対応しなければならない。

e、ネットワーク構築機能

聴覚障害者の中には、未就学のため社会的常識や一般常識が不足している事例や、さまざまな事情により社会から孤立しがちな事例が、日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会の会員メーリングで情報交換されている。このような孤立しがちな対象者を支援していくネットワークづくりが必要である。また、マイノリティ故の社会資源の少なさをカバーする意味でも、例えば在宅障害者支援ネットワークを作るなどのネットワークを常に構築していく姿勢が必要である。

f、ソーシャルアクション機能

マイノリティ故の福祉サービスや社会資源に限りがあるため、それらの発見・開発や、制度・政策への提言などが重要である。これは全日本ろうあ連盟がろうあ運動として培ってきたこととも共通の性質がある。

以上、聴覚障害ソーシャルワーカーに求められる役割・機能を6つ提示したが、いずれも基

本的にはその社会の多数派・主流派である聴者社会とマイノリティであるデフコミュニティとをうまく連携し、社会福祉制度やサービスといった聴者社会の社会資源をも有効に活用し、聴覚障害児・者に適切な社会資源がなければ構築していくという役割・機能が重要である。その為にも聴覚障害ソーシャルワーカーは、両者のコミュニティを熟知し、両者のコミュニケーション・スキル（手話と日本語の言語力）をもち、両者の橋渡し役をすることが求められるのである。このように2つの文化やコミュニティを扱う意味では、異文化間ソーシャルワークのスキルも参考になると考えられる。

4、聴覚障害ソーシャルワークの課題

以上を踏まえた上で、聴覚障害ソーシャルワークの専門性を構築するために、聴覚障害ソーシャルワーカーに求められる重要な課題を以下に整理する。

(1) コミュニケーション関係の向上

ソーシャルワークにおいては、さまざまな場面におけるコミュニケーション技法（非言語的コミュニケーションを含む）が重要であり、ソーシャルワーカーは対象者と直接的に効果的なコミュニケーションが求められる。聴覚障害ソーシャルワークでは、コミュニケーションにおいてソーシャルワーカーが直接的に対象者のコミュニケーション・モードに応じたコミュニケーションをおこなうべきであるが、現状では手話通訳者が通訳業務だけでなく相談業務も実践している場合もある。それは通訳者として同行して通訳している際にも、その場で相談支援が求められる場合や、わざわざソーシャルワーカーでなくても対応できると考えられるニーズが生じることで実施する場合のように、聴覚障害ソーシャルワーカーが制度的に明確に位置づけられていないために、手話通訳者もソーシャルワーク実践をおこなうことが求められている状況がある。しかし、以下の理由により、手話通訳者が通訳業務以外に相談支援業務もおこなうのではなく、専門性をもつ聴覚障害ソーシャルワーカーが相談支援すべきであると考えられる。

1つ目は、援助者とクライアントとのより良い信頼関係構築のためである。ソーシャルワークにおいては、ソーシャルワーカーは「対象者との関係は、対面（face-to-face）の相互作用である。」（山辺朗子2006）との指摘がある。これは目と目を見合って直接コミュニケーションすることでクライアントと共感しやすくなり、また直接コミュニケーションすることにより信頼関係が生まれ、クライアントとの協働関係の構築がしやすくなると考えられるからである。

2つ目はタイムラグ解消のためである。1対1での会話に比べ、通訳者が介入することで、コミュニケーションに要する時間にタイムラグが生じる。このタイムラグの間に生じる感情の変化、例えば、言葉を発した後に心の変化が生じることもあり、クライアントとソーシャルワーカーとの間の交互作用に影響を及ぼすことになる。タイムラグがない方が効率よいコミュニケーションが可能であろう。それ故に、手話通訳者が介在しないで、対象者のコミュニケーション・モードに合わせた直接的なコミュニケーション関係を構築しなければならない。

他には、対象者が手話ができない場合やコミュニケーション力を獲得できていない場合に対応できるように、ジャスチャー（身ぶり言語）、絵文字などのさまざまなコミュニケーション・

モードを聴覚障害ソーシャルワーカーは開発していく必要がある。

(2) 専門用語の手話作成

ソーシャルワークでは、例えば、インテーク、アセスメント、モニタリング、エンパワメント、ストレングス視点などといった、英語をそのままカタカナ語として使用している専門用語が多い。これらを指文字で表現するのではなく、専門用語手話の作成が求められる。聴覚障害ソーシャルワークの研究や聴覚障害ソーシャルワーカーの研修場面において、適切に研究や研修をおこなうために必要なことである。

(3) テクノロジーの習熟

IT機器の開発などのテクノロジーの発達により、聴覚障害児・者はコミュニケーション保障、情報保障において多大な恩恵を被っている。聴覚障害ソーシャルワークにおいても、ソーシャルワーカーはメールやテレビ電話などのテクノロジーを駆使する能力および開発する能力が求められる。アメリカではコンピューターにカメラを設置し、テレビ電話として活用することで対象者とコミュニケーションをおこなっており、この方法をソーシャルワーク実践に有効に活用している。

(4) 社会資源の開発

前述したように、聴覚障害ソーシャルワークの社会資源の特徴である「少数拡散型」「施設内少数派型」などの、マイノリティ故の経済効率をどのように解決するかが大きな課題である。社会資源の開発には、新たな人的・物的社会資源の開発（ボランティア、NPO法人など）、人材育成、必要なサービスの政策化などといったソーシャルアクションが重要である。

(5) 関係機関、関係職種とのネットワーク構築

聴覚障害ソーシャルワークの専門性をいかに説明し理解をうながすかといった、他職種に対するコミュニケーション力が重要である。ソーシャル・サポート・ネットワーク構築のためには、フットワークの軽さやソーシャル・アクションといった積極的な援助実践が聴覚障害ソーシャルワーカーに求められる。

(6) 介入困難事例への対応

高齢の聴覚障害者の中には、就学機会を得られず、また社会との接点をもたないで閉じこもり状態の人や、福祉制度利用についての知識をもっていなかったり、コミュニケーション力の欠如のために福祉ニーズをもちながらもセイフティネットにかからない事例があったりする。このような場合には、聴覚障害ソーシャルワーカーが積極的にアウトリーチしていくことが求められる。

(7) スーパービジョン体制の構築

聴覚障害ソーシャルワークの専門性の向上のためにはスーパービジョンが必須であるが、誰がスーパーバイザーになりうるのか。当事者である聴覚障害者のソーシャルワーカーは、開催されるさまざまなソーシャルワーク関係の研修会に出席したくても、手話通訳や要約筆記といった情報保障がおこなわれず、自分のソーシャルワーク・スキルの向上を目指すこと自体が困難な状況がある。聴者対象の研修会で情報保障を申し出たら、その際の手話通訳費用ならび

に手話通訳者の手配まで自分でおこなうよう要請されたということも実際にあった話である。聴覚障害ソーシャルワーカーの専門職団体である「日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会」がスーパービジョンの機能を持ち、研究や研修の機会を作り、ソーシャルワークの知識やスキルを向上させていく役割を充実させていくことが必要である⁸⁾。

(8) 文化モデル視点の理解が必要（エンパワメントのために）

文化モデル視点とはろう者は手話を使用する言語的少数者であるにとらえるもので、聴覚障害児・者はディスアビリティとしての要素もあるがそれだけではないとする見方であり、この視点での対象者把握が聴覚障害ソーシャルワークには重要であると考え（原2007b）。アメリカやイギリスではこの文化モデル視点の文献が多くあり、中でも「聞こえないことは、ディスアビリティと社会文化的な現象との両面がある」とLane,H. (1984) が文化モデル視点の重要性を述べている。アメリカでは、「多くの文化の中の一つがろう文化である」との理解が社会で受け入れられつつあり、文化モデルの対極にある医療モデルや個人モデル視点では、ソーシャルワーカーはパターナリスティックな態度になりがちであると警鐘を鳴らしている。(Dominelli2002) (Oliver他2006)

またWax (1995) は、ろう文化のメンバーは聴者社会とは違った価値や視点をもつ故に、異文化間ソーシャルワーク介入戦略が最も適切な方法であると説明している。また他にはカウンセリング、アドボカシー、エンパワメントといった技術が、この文化モデル視点をもつソーシャルワーカーに必要であるとも述べている。

以上、聴覚障害ソーシャルワークの課題を指摘し、説明した。

5、まとめ

以上を総括すると、聴覚障害児・者への相談支援をおこなう「聴覚障害ソーシャルワーカー」に求められる専門性とは、①ろう者学の知識を持ち、②さまざまなコミュニケーション技術を駆使でき、③多様な福祉ニーズに対して相談支援ができる専門性をもつことであり、聴覚障害ソーシャルワーカーはジェネラリストであるということが出来る。そして、「聴覚障害ソーシャルワーク」を実践する「聴覚障害ソーシャルワーカー」は、以上述べたような高度な知識や技術をもつ高い専門性が求められる専門職であるといえよう。

本来は、相談支援での対象者のコミュニケーション・モードに応じたコミュニケーション（主として手話ができるということ）をおこなうということだけが「聴覚障害ソーシャルワーク」の独自性であると考えられるところであり、他の対象者におけるソーシャルワークと本質的に同様であるはずだが、現状は対象者である聴覚障害児・者の多様性や歴史的状況もふまえた対象者理解（＝ろう者学）が求められるということ、また、対象者がマイノリティである故に、専門性をもつ「聴覚障害ソーシャルワーカー」が希少なため、業務内容からはジェネラリストでなければならないという独自性が現在のところ存在する。

アメリカでは約300人以上の聴覚障害のあるソーシャルワーカーが活躍している（高山2008）が、アメリカの人口が日本の約2倍とすると、日本でも約150人の聴覚障害のあるソーシャルワーカー

カーの活躍が望まれるところである。そのためには、社会福祉士、精神保健福祉士の養成機関における情報保障が必要であり、また聴者の聴覚障害ソーシャルワーカーも養成していく為のカリキュラム再構築が望まれる。

注

- 1) 団体名は日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会 (JASWDHH) で、正会員資格は「聴覚障害がある、または聴覚障害児・者への相談支援に関わっている社会福祉士または精神保健福祉士」で、他に準会員、学生会員がある。協会ホームページアドレス<http://jaswdhh.org/>
- 2) 筆者は「障害」の漢字を使用することに抵抗があり、「ろう者とは手話を使用する言語的少数者である」という文化的視点を重視したいと考えている。そのため、本来は聞こえないことを示す deafness を使用し、「deafness ソーシャルワーク」と表記したいところであるが、英語表記を使用することは一般化に歯止めをかけることも懸念され、また、協会名に「聴覚障害」が使用されていることも鑑み、本稿では「聴覚障害ソーシャルワーク」と表記する。またろう者だけでなく難聴者や中途失聴者など全ての聞こえない人を表記するには、現在のところ「聴覚障害」が妥当と考える。
- 3) 「聴覚障害ソーシャルワーカー」とは、聴覚障害ソーシャルワークを実践する専門職者のことで、具体的には、日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会の正会員条件である、「聴覚障害がある、または聴覚障害児・者への相談支援に関わっている社会福祉士および精神保健福祉士」をいう。
- 4) Deaf Studies (ろう者学) を開講している大学をインターネット検索 (英語圏に限る) すると、アメリカではギャロデット大学 (学部・修士) を始め、ろう者・難聴者等が多く入学しているロチェスター工科大学・国立聾工科大学やカリフォルニア州立大学ノースリッジ校、ボストン大学、Towson大学の5大学と5校のカレッジが検索される。またイギリスでは大学が4校とカレッジが2校、2006年4月に手話が公用語になったニュージーランドでは、大学が1校検索される。(原2007a)
- 5) 厚生労働省は従来のジェネラルな社会福祉士とは別に、スペシフィック・ソーシャルワーク実践者として専門社会福祉士資格を検討中であるが、その意味では、聴覚障害ソーシャルワーカーはスペシフィック・ソーシャルワーカーであり、専門社会福祉士として位置づけられるものと考えている。しかし本稿では、聴覚障害ソーシャルワーカーの業務内容に対応する意味でジェネラルであるという視点である。
- 6) 2008年度より関西学院大学が、手話を第二外国語科目の1科目と位置づけ、福祉系の学生が手話を学習できるカリキュラムを作成している。
関西学院大学人間福祉学部ホームページ<http://www.kwansei.ac.jp/Contents?cnid=5533> 2008.3.21
- 7) 例えば、沖縄ろう学校では、聴覚障害と知的障害の併設型特別支援学校への移行に対し、県聴覚障害児を持つ親の会などの団体が、「聴覚特別支援学校」として単独での学校を存続させるよう陳情書を提出している。他府県でも、名称変更に対する反対署名活動もおこなわれている。
- 8) 日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会では、研究大会、研修会を年各1回実施し、会員メーリングでは会員のソーシャルワーク業務における意見交換をおこなっている。会員メーリングは会員のみの情報交換の場となっている。

<引用文献>

- Dominelli, Lena (2002) *Anti-Oppressive Social Work : Theory and Practice* PALGRAVE MACMILLAN
- 原 順子 (2007a) 「deafness ソーシャルワークにおける Deaf Studies (ろう者学) の重要性」日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会第1回研究大会 要旨集p43～45・報告集p83～p93

- 原 順子 (2007b) 「障害学のモデル理論によるソーシャルワークの考察－ろう者・難聴者等への相談支援に向けて－」日本社会福祉学会第55回全国大会（大阪市立大学）要旨集p205
- 原 順子 (2008) 「第5章第2節聴覚障害児・者への支援の専門性」奥野英子編『聴覚障害児・者支援の基本と実践』中央法規 p112～115
- 人工内耳友の会 <http://www.normanet.ne.jp/~acita/index.html>（アクセス2008.3.21）
- 亀井伸孝 (2006) 『アフリカのろう者と手話の歴史 - A. J. フォスターの「王国」を訪ねて』明石書店 p20
- 河崎佳子 (2004) 『きこえない子の心・ことば・家族』明石書店
- Lane, Harlan (1984) *When the Mind Hears: A History of the Deaf* VINTAGE BOOKS
- Lane, Harlan (2005) "Ethnicity, Ethics, and the Deaf-World" *Journal of Deaf Studies and Deaf Education* 10:3
- Oliver Michael & Sapey, Bob (2006) *Social work with disabled people* third edition PALGRAVE MACMILLAN
- Padden, Carol & Humphries Tom (1988) *Deaf in America : voices from a culture*. Cambridge, MA : Harvard University Press = 森 莊也、森 亜美訳 『「ろう文化案内」 晶文社2003年 p90
- 野澤克哉 (2001) 「ソーシャルワーク概論」『聴覚障害者のケースワークⅣ』聴覚障害者問題研究会 p6
- 高山亨太 (2008) 「第3章第5節ギャローデット大学における教育」奥野英子編『聴覚障害児・者支援の基本と実践』中央法規p144
- 谷口泰史 (1999) 「ソーシャルワークの機能と役割」太田義弘・秋山薊二編『ジェネラル・ソーシャルワーク－社会福祉援助総論－』光生館
- 植村英晴 (2001) 『聴覚障害者福祉・教育と手話通訳』中央法規p51～54
- 山辺朗子 (2006) 「個別面接場面におけるコミュニケーション」ソーシャルワーク研究所編『ソーシャルワーク研究』Vol.32 No. 3 相川書房 p13
- Wax, Tovah M. (1995) *Deaf Community* *NASW Encyclopedia of Social Work* 19th p679～684
- 全日本ろうあ連盟 (2007.3) 『平成18年度「聴覚障害者の相談の資格・認定に関する調査研究および聴覚障害者相談支援へのケアマネジメント等の研修」事業報告書』P2～p3